

第54号議案

八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例設定について

八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市企業立地支援条例の一部を改正する条例

八王子市企業立地支援条例（平成16年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支援措置)</p> <p>第5条 市長は、第1条に定める目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 企業立地促進地域において、次に掲げる事業施設の新設及び拡張を促進し、産業系用地の有効活用の促進に努め、又は次のアの施設を営む企業等の事業高度化を促進する事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><b><u>エ 宿泊業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）の用に供する施設及びこれに附属する施設</u></b></p> <p><b><u>オ</u></b> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支援措置)</p> <p>第5条 市長は、第1条に定める目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 企業立地促進地域において、次に掲げる事業施設の新設及び拡張を促進し、産業系用地の有効活用の促進に努め、又は次のアの施設を営む企業等の事業高度化を促進する事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><b><u>エ</u></b> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

- 1 (略)
- 2 この条例は、**平成36年3月31日**限り、その効力を失う。
- 3 (略)

別表（第3条関係）

種別	名称
製造業	東浅川工業団地地区 狭間工業団地地区 八王子繊維工業団地地区 下恩方工業団地地区 美山工業団地地区 北野工業団地地区 北八王子工業団地地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区 <b>上記の地区を除いた市の区域内に存する工業・準工業地域の地区</b> <b>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域で、八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和59年八王子市条例第34号）第2条に規定する地区整備計画区域のうち、同条例別表第2(イ)欄に掲げる建築してはならない建築物に、工場又は研究所の全部又は一部を含まない当該地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区</b>
(略)	(略)
物流系産業	北野工業団地周辺地区 北八王子工業団地周辺地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェ

附 則

- 1 (略)
- 2 この条例は、**平成31年3月31日**限り、その効力を失う。
- 3 (略)

別表（第3条関係）

種別	名称
製造業	東浅川工業団地地区 狭間工業団地地区 八王子繊維工業団地地区 下恩方工業団地地区 美山工業団地地区 北野工業団地地区 北八王子工業団地地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェンジ周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区 <b>その他の工業・準工業地域の地区</b>
(略)	(略)
物流系産業	北野工業団地周辺地区 北八王子工業団地周辺地区 多摩ニュータウン地区 八王子ニュータウン地区 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区 中央道八王子インターチェ

	ンジ周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区		ンジ周辺地区及び新滝山街道沿道地区 戸吹地区
<b>宿泊業</b>	<b>中心市街地地区</b>		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。